

令和7年度

三郷市立前谷小学校いじめ防止基本方針
(いじめを生まない土壌づくりのための基本的な方針)

三郷市立前谷小学校

はじめに

本校では、目指す学校像を「前谷小ここにあり！姿で示す・結果で示す・輝きで示す」とし、学校全体で『三郷の教育 四つの礎』、さらに『三郷の教育夢への挑戦』の実現を目指している。

「姿で示す」では、目指す子供の姿として①「あいさつ・返事・お礼」を自分からできる子、②「学習規律」を守ることの大切さを意識して学びに向かう子、③主体的に学び自分の考えを表現できる子、④自分から進んで行動する子の4つの具体的な姿を示し、全教職員が共通理解を図って、指導している。

「結果で示す」では、①学力向上（全国学力・学習状況調査平均超、埼玉県学力・学習状況調査平均超、総合学力調査平均超）、②三郷市授業の心得全学年達成率90%超、③授業改善（タブレット使用率向上、国語科の授業が楽しいと思う児童の増加）、④夢への挑戦（調べるコンクール・読書感想文・読書感想画への積極的な挑戦、英語検定受験者の増加）、⑤体力向上（新体力テストA+B+C 80%超）、⑥読書活動の充実（年間貸出冊数32,000冊超、レファレンス数・三郷市おすすめの本読破者数前年超）という具体的な数値での目標を設定し、教育活動の充実を図っている。

「輝きで示す」では、①美しい学校（教室内の整理整頓、無言清掃の励行、学校周りの環境整備）、②安全安心な学校（事務管理、安全点検、いじめ根絶、体罰・暴言の絶無の4つの徹底）を教職員全員で共通理解を図り、指導している。

本校における「いじめ防止、早期発見、対応」が意図的・計画的に実践されるための対策は、次の通りである。

1 いじめの未然防止

(1) 人間力を高める道德教育の充実

- ・道德の授業では、児童の心が揺さぶられる教材や資料を活用し、人としての「思いやり」「心づかい」「気高さ」等について考えさせ、自分自身の生活や行動を省みる機会とし、心を耕す。
- ・教育活動全体で「いじめを許さない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という気持ちを育てる。
- ・学校公開日に全学級が道德授業を公開する。

(2) 豊かな体験活動の充実

- ・学校行事や児童会活動、授業等における友達との交流を通して自己理解・相互理解を深める。
- ・福祉体験、農業(栽培)体験等を各学年に応じて教育計画に位置づけ実施する。
- ・体験活動を通して、学校ボランティアや地域の方とのふれあいを深めることにより豊かな心の育成を図っている。

(3) 児童会主体の取組

- ・代表委員会中心のあいさつ運動週間を各学期に1回取り組む。
- ・学期初めに教職員で登校指導を行い、教職員は児童の登校指導を行いつつ、保護者やスクールガードと共にあいさつ運動を推進する。

- ・児童会を中心に、11月をいじめ撲滅運動強化月間として「いじめ撲滅宣言」や「いじめ撲滅標語」に取り組む。

(4) 意識の啓発

- ・児童会の「いじめ撲滅宣言」を受け、各学級での宣言、各個人の宣言に取り組む。
- ・人権標語、人権作文等の取組により、人権意識の高揚を図る。

2 早期発見のための対策

(1) 日常的なコミュニケーションの充実

- ・あいさつ運動を通して、児童との人間関係を深めるとともに一人一人の観察を行い児童の些細な変化を見逃さない。
- ・担任は、授業はもちろん休み時間や給食時等の会話を大切にする。また、日記等を活用し、児童の変化の把握に努める。
- ・児童の情報は小さなことも管理職に報告するとともに、生徒指導委員会等を通して情報の共有化を図る。

(2) 教育相談の実施体制

- ・児童や保護者が相談できるようにするため、次のことに取り組み相談体制を整備する。

① 第2、第3教育相談室との連携を図る。

② 「なかよしアンケート」を毎月1回実施し、いじめ等の把握を行うとともに必要に応じて教育相談を実施する。

(3) 校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修会やいじめ防止のための事例研修を通して、教職員の指導力向上を図るとともに、児童同士・児童と担任との絆を深める学年・学級経営を充実させる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネット等を通じて行われるいじめを防止するために、スクール・ネットワーク・アドバイザー等による防犯教室を実施する。
- ・ネットマナーに関する保護者対象の「親の学習」講座を開催する。

3 いじめの対応

(1) 適切な実態把握

- ・些細なことも管理職に報告・連絡・相談することを徹底する。
- ・複数の教職員(必要に応じて管理職も)の立ち会いのもと、当事者双方や関係児童から個々に聞き取りを行い、情報収集を行う。

(2) 組織的な対応

- ・いじめの事実が確認された場合は事実確認を行い、いじめ解決に向けて校長の指導のもと共通行動で指導に当たるなど組織的に対応する。

(3) 児童への指導、支援

- ・いじめられた児童に対しては、保護、心配や不安を取り除く支援を行う。
- ・いじめを行った児童に対しては、相手の苦しみや痛みについて心にしみる指導を行う

とともに、人として「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる。

(4) 保護者との連携

- ・いじめられた児童及び保護者に対しては、学校としての支援策を説明するとともに今後の具体的な対応策を協議する。
- ・いじめを行った児童の保護者に対しては、面談を行い事実関係の説明とともに再発防止のための策を講じる。
- ・インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との連携について協議し施策を講じる。

(5) 関係機関への報告・相談

- ・必要に応じて教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案によっては吉川警察署や越谷児童相談所等の関係機関との連携を図る。

4 校内組織

(1) 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進委員会」（生徒指導委員会）を設置する。

＜構成員＞校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭
各学年の生徒指導部員

＜活 動＞・教育相談等早期発見に関すること

- ・未然防止に関すること
- ・対応に関すること
- ・心豊かな児童育成のための積極的生徒指導に関すること

＜開 催＞・月 1 回の定例会を行う（毎月最終週の月曜日の放課後に位置付ける）
・いじめ発生時は緊急開催する。

(2) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ・三郷市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。

＜構成員案＞校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭
各学年主任

- ・「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童生徒の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。
- ・「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。